

習志野市ホームページ広告掲載取扱に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、習志野市広告物掲出の取扱に関する基本要綱(平成16年4月27日制定、以下「基本要綱」という。)第5条の規定に基づき、習志野市(以下「市」という。)のホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 市ホームページから広告主が指定するウェブページに直接移動させるための広告画像をいう。
- (2) 広告代理店 基本要綱第13条の定めるところにより、市ホームページへの広告掲載に関して広告主の募集等を行う者をいう。
- (3) 広告主 市ホームページへ広告を掲載する者をいう。
- (4) 市内事業者 市内に事務所、事業所、店舗、工場、営業所等を有する事業者をいう。
- (5) 市外事業者 市内事業者以外の事業者をいう。

(管理)

第3条 市ホームページのバナー広告の管理は、習志野市ホームページ業務要領(平成14年4月1日制定)第5に規定する管理責任者が行う。

(広告主の募集)

第4条 広告代理店は、広告主の募集をしなければならない。

2 市ホームページへの広告掲載を担当する課(以下「担当課」という。)は、前項の募集を支援するため、広報習志野、市ホームページ等で広告主を募集するものとする。

(広告の規格)

第5条 バナー広告の規格は、次のとおりとする。

規格(1枠につき)
大きさ 縦60ピクセル×横150ピクセル
データ量 4キロバイト以内
データ形式 GIF形式又はJPEG形式 (アニメーションGIFを除く)

(掲載場所及び掲載料)

第5条の2 掲載場所及び掲載料は、別表に定めるとおりとする。

2 掲載料は、広告主が広告代理店に支払うこととする。

(年間契約)

第5条の3 前条第1項の規定にかかわらず、広告主が年間契約をした場合は、掲載料を減額する。

2 前項の規定により減額する額は、1か月分掲載料の額とする。

(掲載料の減額)

第5条の4 市ホームページが連続3日以上閉鎖したときは、掲載料を減額する。ただし、天災地変、戦争及びテロ等の社会情勢の変化、それらに伴うアクセス過多、その他市の責めに帰すことができない不可抗力の事由による市ホームページの閉鎖については、市は責任を負わない。

2 前項本文の規定により減額する額は、掲載料(年間契約している場合は減額後の掲載料)を暦日数で日割計算(1円未満を切り捨て)し、閉鎖日数(1日未満を切り捨て)を乗じた額を減額した額とする。

(掲載できない場合)

第5条の5 次の各号に定める場合は、広告を掲載できないものとする。

- (1) 特に中立を保つ必要がある場合
- (2) 業務に直接関連する事業者を推奨しているような誤解を防ぐ必要がある場合
- (3) システムの管理運営上の都合による場合
- (4) 社会通念上の配慮を必要とする場合
- (5) その他習志野市広告物掲出審査委員会が掲載できないと認める場合

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1日から末日まで1か月を単位とする。

(広告代理店との契約)

第7条 広告代理店が、市に納付する広告料の額は、市と広告代理店で別途契約する額とする。

2 広告料の納付時期は、市と広告代理店で別途契約する納付時期とする。

(広告掲載の申請及び決定)

第8条 広告主は、広告代理店を介して、市長に対し習志野市ホームページバナー広告掲載申請書(別記第1号様式)によりあらかじめ申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、習志野市ホームページバナー広告掲載等決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

3 広告主は、第1項に規定する申請書の内容に変更が生じたときは、市長に対し習志野市ホームページバナー広告掲載変更申請書(第3号様式)により変更申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、習志野市ホームページバナー広告掲載等変更決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(広告の作成及び提出)

第9条 バナー広告は、広告主の負担により作成し、広告代理店を介し、電子記録媒体により担当課に提出しなければならない。

2 バナー広告のデザイン、色彩等は、基本要綱第3条第1項各号の規定に該当しないことのほか、市ホームページのイメージを損なうことがないようにしなければならない。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成17年2月24日から実施する。

附 則

この基準は、平成17年12月26日から実施する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成24年9月1日から実施する。

別表

掲載場所	掲載枠数	月額掲載料(消費税込み)	
		市外事業者	市内事業者
トップページ	1	20,000 円	18,000 円
第2階層以下の5枠セット	5	10,000 円	9,000 円
第2階層以下のページ	1	5,000 円	4,500 円

習志野市ホームページバナー広告掲載申請書

年 月 日

習志野市長 あて

広告主

住所（事業所所在地）

氏名（事業者名）

連絡先（電話番号、FAX）

次のとおり、習志野市ホームページへのバナー広告の掲載を申請します。

リンク先アドレス	
e-mail	
バナー広告の内容	別紙のとおり（印刷物及びデータ）
掲載希望期間	<input type="checkbox"/> 年 月（1か月間） <input type="checkbox"/> 年 月 から 年 月まで（ か月間） <input type="checkbox"/> 年間契約（12か月間）
市内・市外事業者の別	<input type="checkbox"/> 市内事業者 <input type="checkbox"/> 市外事業者 市内事業者の場合は、種別・所在地を記載 種別：事務所、事業所、店舗、工場、営業所、その他（ ） 所在地：
掲載場所	<input type="checkbox"/> 市トップページ <input type="checkbox"/> 第2階層以下の5枠セット <input type="checkbox"/> 第2階層以下のページ
広告主の概要	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり <input type="checkbox"/> 以下のとおり
広告代理店	
備考	

- 注意：1. バナー広告の規格は、大きさ：縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル、データ量：4 キロバイト以内
2. 掲載期間は、1か月単位
3. 月の途中で掲載を中止した場合、料金は返還しません。
4. リンク先が中止、閉鎖等する場合、申請内容に変更が生じた場合等は、必ず連絡してください。
5. 習志野市暴力団排除条例に基づき、習志野警察署に意見照会することがありますので、ご了承のうえお申し込みください。

習志野市ホームページバナー広告掲載等決定通知書

年 月 日

様

習志野市長

年 月 日に申請のありました習志野市ホームページへのバナー広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

記

1. 決定内容 （ 掲載する、 掲載しない）
2. 掲載しない場合、その理由

習志野市ホームページバナー広告掲載変更申請書

年 月 日

習志野市長 あて

広 告 主

住所（事業所所在地）

氏名（事業者名）

連絡先（電話番号、FAX）

次のとおり、習志野市ホームページへのバナー広告の掲載について変更申請します。

変更する項目	変更する内容
	(変更前)
	(変更後)

習志野市ホームページバナー広告掲載等変更決定通知書

年 月 日

様

習志野市長

年 月 日に変更申請のありました習志野市ホームページへのバナー広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

変更決定する。

変更する項目	変更する内容
	(変更前)
	(変更後)

変更申請を却下する。

(理由)
